

令和
4年度

中山間地域等直接支払制度の実施状況を公表します



集落戦略の話し合いの様子

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な中山間地域において、農業生産活動を通じて、耕作放棄地の発生を防止するとともに水源かん養機能や洪水防護機能といった多面的な機能を確保する観点から、平地地域とは違った農業生産条件を直接的に補正することを狙いとして交付金により支援する制度です。

平成12年度に創設された本制度では各集落の参加者の創意工夫によって地域の活性化や生産環境の向上に効果を上げてきました。

集落戦略の作成をとおして、地域の農地や現状の課題などを整理できたため、これをきっかけに更に話し合いを加速させ、将来に亘る集落の農業生産活動等の継続が期待されます。

筆毎の将来像をまとめた「集落戦略」を作成することとなつております。

令和2年度から第5期対策がスタートし、令和3年度からは古閑集落が活動を開始しました。

第5期対策では、体制整備加算（10割単価）を受けるために、持続的な地域づくりに向けた話し合いを行い、現状を把握するための地図を活用して、協定内の農地一

交付金は締結された集落協定に基づき総額の2分の1以上を直接所得補償として営農に関わる対象者に交付し、残りの交付金は、農作業受委託の推進や農業機械の共同利用、鳥獣害防止活動等の共同活動に利用されています。

令和4年度交付金の交付状況

令4年度に町内で交付金を交付した集落は下記の3集落で、交付額は約495万円となっています。また、交付金の負担割合は、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1となっています。

集落名	交付対象農地面積(m ²)	交付金(円)	集落マスタープランで定めた主な取組内容 (将来像を実現するための目標と活動計画より)
天神	192,187	1,537,496	・担い手への農作業の委託 ・農業生産活動継続の体制整備
柳生川	132,132	1,057,056	・担い手への農作業の委託 ・農業生産活動継続の体制整備
古閑	295,557	2,364,456	・法人への農地集積 ・農業生産活動継続の体制整備
3集落	619,876	4,959,008	